

分類	事業名（対象者・内容）																																								
子育て支援	<p>出産奨励手当金支給事業</p> <p>対象者： 出産時において、6月以上前から引き続き住民登録されている者 出産して養育をする父母</p> <p>内 容： 第1子から第2子は手当金10万円、第3子以降については手当金15万円</p> <p>問合せ：《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246</p>																																								
	<p>入学記念品贈呈事業</p> <p>対象者： 小学校1年生になる児童</p> <p>内 容： 1万円相当の図書券又は商品券を、毎年入学時に1回贈呈する</p> <p>問合せ：《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246</p>																																								
	<p>保育料徴収に伴う特例</p> <p>対象者： 同一世帯から2人以上が入園している場合、2人目以上の児童</p> <p>内 容： 2人目 算定保育料×0.5、3人目以上 無料 (第3子以降の3歳未満の入園児童は、群馬県の保育料軽減事業に基づく)</p> <p>問合せ：《教育課 子ども子育て支援室》 TEL：0279-82-2029</p>																																								
	<p>遠距離幼児児童生徒通学費補助金交付事業</p> <p>対象者： 通学距離が4kmを超える児童及び6kmを超える生徒、幼児については4kmを超える者。 回数券購入者及び交通機関を利用する児童生徒。</p> <p>内 容：</p> <table border="1" data-bbox="260 1070 1300 1294"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>認定こども園</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.0km以上</td> <td>5.0km未満</td> <td>2,800</td> <td>8,500</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5.0km以上</td> <td>6.0km未満</td> <td>5,700</td> <td>17,100</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6.0km以上</td> <td>7.0km未満</td> <td>8,500</td> <td>25,700</td> <td>17,100</td> </tr> <tr> <td>7.0km以上</td> <td>8.0km未満</td> <td>11,400</td> <td>34,300</td> <td>34,300</td> </tr> <tr> <td>8.0km以上</td> <td>9.0km未満</td> <td>14,300</td> <td>42,900</td> <td>51,400</td> </tr> <tr> <td>9.0km以上</td> <td>10.0km未満</td> <td>17,100</td> <td>51,400</td> <td>68,600</td> </tr> <tr> <td>10.0km以上</td> <td></td> <td>20,000</td> <td>60,000</td> <td>85,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>回数券及び定期代金の2分の1の補助。</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-82-2029</p>			認定こども園	小学校	中学校	4.0km以上	5.0km未満	2,800	8,500	—	5.0km以上	6.0km未満	5,700	17,100	—	6.0km以上	7.0km未満	8,500	25,700	17,100	7.0km以上	8.0km未満	11,400	34,300	34,300	8.0km以上	9.0km未満	14,300	42,900	51,400	9.0km以上	10.0km未満	17,100	51,400	68,600	10.0km以上		20,000	60,000	85,800
			認定こども園	小学校	中学校																																				
	4.0km以上	5.0km未満	2,800	8,500	—																																				
	5.0km以上	6.0km未満	5,700	17,100	—																																				
6.0km以上	7.0km未満	8,500	25,700	17,100																																					
7.0km以上	8.0km未満	11,400	34,300	34,300																																					
8.0km以上	9.0km未満	14,300	42,900	51,400																																					
9.0km以上	10.0km未満	17,100	51,400	68,600																																					
10.0km以上		20,000	60,000	85,800																																					
<p>給食費の無料化</p> <p>対象者： 町立こども園・小学校・中学校に通学する児童・生徒</p> <p>内 容： 給食費の無料化</p> <p>問合せ：《教育課 学校給食係》 TEL：0279-82-2853</p>																																									
<p>チャイルドシート貸し出し事業</p> <p>対象者： 住民基本台帳に登録されている者</p> <p>内 容： 貸し出し期間は6ヶ月以内とする。但し希望により延長が可能 利用料は無料だが、返却時にクリーニング代として600円負担</p> <p>問合せ：《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246</p>																																									

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>住宅改修等助成金交付事業</p> <p>対象者： 継続して1年以上住民登録があり助成対象建物の所有者であること 世帯全員に税滞納及び、その他町への債務に遅滞がないこと 所有者又は同一世帯員が当該住宅に居住又は居住見込みであること 当該工事について、町の他の補助金や助成金等の交付がないこと</p> <p>内 容： ・助成対象住宅は、対象者が町内に所有する個人住宅または併用住宅。 ・助成対象工事は、町内施工業者による増改築等工事とする。 ・助成金の額は、工事費用（消費税を除く）の100分の20とし、千円未満の端数は切り捨てる。ただし、200千円を上限とする。 ・助成対象となる住宅1棟につき1回限りの交付とする。</p> <p>問合せ： 《建設課 管理国土調査係》 TEL：0279-82-3010</p>
	<p>移住者向け住宅改修等助成金交付事業</p> <p>対象者： 移住者で今後2年以上使用すること。 税金の滞納がないこと。 当該工事で他の補助金等の交付がないこと。</p> <p>内 容： 空き家バンクに登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所を町内施工業者が増改築工事すること。 総額の1/2で上限は20万円。 1棟につき1回限りとする。</p> <p>問合せ： 《未来ビジョン推進課 水源地域振興係》 TEL：0279-82-2229</p>
	<p>家財等処分費助成金交付事業</p> <p>対象者： 移住者に空き家として売買又は賃貸借契約をした建物所有者等</p> <p>内 容： 空き家バンクの登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所の家財等の処分を廃棄物処理業者等に委託するための費用、家財運搬のためのレンタカーに係る費用、西吾妻環境衛生センターにおける廃棄物処分に係る費用等。 総額の1/2で上限は10万円。 1棟につき1回限りとする。</p> <p>問合せ： 《未来ビジョン推進課 水源地域振興係》 TEL：0279-82-2229</p>
	<p>公営住宅の紹介</p> <p>対象者： 町営住宅入居希望者（入居要件有り）</p> <p>内 容： 町営住宅の空き状況の公開</p> <p>問合せ： 《建設課 管理国土調査係》 TEL：0279-82-3010</p>
就業支援	<p>起業支援事業補助金</p> <p>対象者： ・町内で起業する者又は1年以内に起業したもののうち下記に該当すること。 (1)代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有する者又は見込みがある者 (2)町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者</p> <p>内 容： 産業の振興及び活性化を図るとともに、移住及び定住に寄与することを目的とし、町内で起業する事業者を支援する。 ・事業所開設支援事業（補助率1/2 上限100万円） ・事業所等賃借事業（補助率1/2 月額5万円） ・雇用促進事業（補助率10/10 月額5万円）</p> <p>問合せ： 《未来ビジョン推進課 観光商工係》 TEL：0279-82-3013</p>